新 城 市 議 会

総 務 消 防 委 員 会

令和2年3月12日(木曜日)

総務消防委員会

日時 令和2年3月12日(木曜日) 午前9時00分 開会 場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 総務部、企画部

第1号議案 「質疑・討論・採決」

第2号議案 「質疑・討論・採決」

第3号議案 「質疑・討論・採決」

第4号議案 「質疑・討論・採決」

第5号議案 「質疑・討論・採決」

第6号議案 「質疑・討論・採決」

第43号議案 「質疑・討論・採決」

第47号議案 「質疑・討論・採決」

第48号議案 「質疑・討論・採決」

2 請願の審査

令和2年請願第1号 高速バス運行廃止の請願書 「質疑・討論・採決」

出席委員(6名)

委員長 小野田直美 副委員長 佐宗龍俊

委 員 柴田賢治郎 山田辰也 長田共永 滝川健司

議 長 鈴木達雄

欠席委員 なし

参考人

加藤芳夫

補助人

竹川 誠 高柳喜美雄

傍聴者

議員4名、一般6名

説明のために出席した者

総務部長、企画部長、他議案関係の副課長以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 林 治雄 議事調査課長 金田明浩 書 記 松井哲也

開 会 午前9時00分

〇小野田直美委員長 ただいまから総務消防 委員会を開会します。

本日は、11日の本会議において、本委員会に付託されました第1号議案から第6号議案まで、第43号議案、第47号議案及び第48号議案の9議案、並びに令和2年請願第1号について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第1号議案 新城市事務分掌条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小野田直美委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇小野田直美委員長 では、討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第1号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異 議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇小野田直美委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、第2号議案 新城市特別職の 職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関 する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川委員。

〇滝川健司委員 この期日前投票所の投票立 会人と不在者投票の投票立会人ですけど、期 日前は当然告示から次の日ですか、それから 投票前日までの本庁と鳳来、作手支所で開か れる選管、それはわかりますし、その中で投票をチェックする、区長さんですとか市のO Bがやっているのが立ち合い。

それで、不在者投票というのは要するに市 の有権者でありながら市で投票できない人が 他の市町村とか県の選管に申し出て新城の選 管と手続を経て投票する場合の投票ですよね。 とか、市内でも投票所に来れない病院ですと か福祉施設に入っている方が投票するのが不 在、その場合の立会人ってどういう想定され ていたのか、これまではどういうふうになっ ていたのか。施設ごとにそれぞれ立会人を定 めて投票させておったのか。

それを今回そういうふうにちゃんと明記したということでよろしいのか、その辺についてお願いします。

〇小野田直美委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 この不在者投票の、今、委員がおっしゃられる病院とか老人ホーム等の施設での投票ということでお答えさせていただきたいと思いますが、これまでも各施設の施設長が投票管理者となっておりまして、その管理者のもと施設職員が立ち会いということでその立会人となりまして投票を行っておったというところでありますが。

なかなか事務員の事務負担であったり、人 員の確保というのが難しくなってきたという 背景と、投票の公平性を期すということで第 三者的な立場で投票立ち会いできるようにと いうことで法改正がありまして、施設からの 申し出があれば市区町村の選挙管理委員会が 選任した立会人を立ち会わせることができる ように、今、なっておりますので、今での事 例としてはうちの選管としては申し出があっ たことはないんですが、そういった申し出が あれば選管があらかじめ候補者として予定し ておる立会人からどなたか立ち会っていただ くという方法があるということでございます。

〇小野田直美委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 そうすると、例はなかった

ということですけど、これまではその施設の管理者あるいは職員が立会人でやってたり、中には自分で書けない場合は代筆するようなケースもあったかもわからない、それも施設の職員あるいは管理者がチェックしていたということですけども、その場合は、不在者投票の投票立会人として任命するとか、権限を与えるとかそういう委嘱をするのか、また当然そういう人たちには報酬が発生するのかとかその辺をまず確認したいと思います。

- 〇小野田直美委員長 阿部行政課長。
- ○阿部和弘行政課長 不在者投票の投票立会 人については、施設での立会人については市 の選挙管理委員会から申し出によって立ち会 わせた立会人については報酬という形でお支 払いしますが、施設の職員が立会人として立 ち会うという場合には、事務経費としてその 1投票人に対し幾らというのが施設に払われ ますので、そういった形での経費の処理とい う形になっております。
- 〇小野田直美委員長 滝川委員。
- ○滝川健司委員 それでは、選挙区外で新城市に帰ってこれない人が北海道とか九州の投票所の選管に申し出てそこで投票する場合も立会人というのはどういう立場の人が、そこの選挙管理委員会の人が立会人になるのかとか、その場合には報酬はどうなのかとかはいかがですか。
- 〇小野田直美委員長 阿部行政課長。
- ○阿部和弘行政課長 いわゆる登録地外という自分の登録されている市区町村以外での投票ということになりますと、基本的にはそこの選挙管理委員会の管理下で投票を行うことになりますので、選管の職員は恐らくなれない、うちでいいますと行政課の中の職員、誰か市の職員が恐らく立ち会うということになりますので、そういったことで報酬は発生しないということになります。
- 〇小野田直美委員長 滝川委員。
- ○滝川健司委員 あと在外公館で投票できる

制度がありますよね。これ、かなり時間がか かるかと思います。そういった場合はどうい う扱いなんでしょうか。

〇小野田直美委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 済みません。在外での向こうの現場がよくわからないので何ともあれなんですが、恐らく公館のほうも全国の市区町村の選管と同じように公館の職員が管理者として立ち会って、そのほかの職員が立会人ということで多分最低2人は立ち会った上でそこの場で投票して、公館を経由して日本に送られてくるという流れになると思いますので、基本的には国内の登録地外の投票と同じような扱いかと思います。

報酬は、ちょっとそこまでは存じ上げません。済みません。

- 〇小野田直美委員長 滝川委員。
- ○滝川健司委員 ちょっとそこだけ確認して おいてください。
- **〇小野田直美委員長** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇小野田直美委員長 質疑なしと認めます。 質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小野田直美委員長 討論なしと認めます。 討論を終了します。

これより第2号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異 議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小野田直美委員長 異議なしと認めます。 よって、本議案は原案のとおり可決すべき ものと決定しました。

続きまして、第3号議案 新城市職員の服務の宣誓に関する条例及び新城市学校職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小野田直美委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小野田直美委員長 討論なしと認めます。 討論を終了します。

これより第3号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇小野田直美委員長 異議なしと認めます。 よって、本議案は原案のとおり可決すべき

ものと決定しました。

続きまして、第4号議案 新城市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川委員。

んか。

- ○滝川健司委員 理由の中にというか条例の中に、給料を支給される会計年度任用職員とあるんですけど、給料を支給されない職員って存在するんですか。
- 〇小野田直美委員長 鈴木秘書人事課長。
- ○鈴木隆司秘書人事課長 会計年度任用職員の制度で、フルタイム勤務者とパートタイム勤務者に大きく分かれておって、フルタイム勤務者については給料という形で支給される、パートタイムの会計年度任用職員については報酬として支払われるという規定がありますので、ここに給料を支給される会計年度任用職員という提案理由に書いてあります職員については、フルタイム勤務者を想定してこういう記述がしてあるというものでございます。
 ○小野田直美委員長 ほかに質疑はありませ

[発言する者なし]

○小野田直美委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇小野田直美委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第4号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇小野田直美委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべき ものと決定しました。

第5号議案 新城市区長の設置等に関する 条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 この区長の設置等に関する 条例を新たに設けるということですけども、 これによって特に区長の制定前とは変わらな いということであったり、職務は全く変わら ないという確か本会議質疑だったと思うんで すけど、それで間違いないと思うんですけど も、意識、区長の位置付けだとか職務だとか、 制定前とは変わらないけど、こうやって明確 に区長の設置に関する条例を定めることによ る地方公務員法改正の一部を踏まえてという ことなんですけども、それによる意識の変化 だとか、扱いですとか、何かその辺は変わる のか、変わらないのか、それも含めて変わら ないということなのかお伺いします。

〇小野田直美委員長 森まちづくり推進課長。

○森 玄成まちづくり推進課長 今、御指摘のように区長さんにおかれましては従来どおりのイメージというか立ち位置という立場ということで改めて定める必要が出てきたということで、地方公務員法の改正に伴いまして

特別職公務員の厳格化が要請されましたので、 従来の規則で定めている区長の職務ではなく て、条例で改めて制定をするという趣旨でご ざいます。

もう少し踏み込んで言いますと、専門的な 知識が求められるということも要件としては 出てまいりましたので、従来の区長のイメー ジと大きくは変わりませんけれども、より地 域の実情を知っていらっしゃる区長に助言や 調査など意見を求めるということで職務は定 めさせていただいております。

意識の変化としましては、誰でもできるようなことではなくて、従来から行政側で求めている区長の職務を改めてお願いをしてまいりたいという趣旨でございます。

〇小野田直美委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 各行政区によっては、区長の選任の仕方がばらばらであったりとか、いろんなやり方があったり、厳格に選挙をやったり副区長から上がったりとかそれはいろいろあったり、がらがらポンのところもあるんですけど、そういうことに対する影響もないということでよろしいのかが、まず1点お聞きします。

〇小野田直美委員長 森まちづくり推進課長。 〇森 玄成まちづくり推進課長 それは、地域の実情ごとということで、特に第3条の第2項では、行政区ごとに住民から選出されたものということで、選出方法につきましては地元の方法によるということで地域の実情に即して運用してまいりたいと考えております。

〇小野田直美委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 次に、区長の職務としての権限の中で、例えば今回の定例会でも上がりましたように、区長の同意とかいって判こをもらったりだとか、区長の職印、要するに個人名の、そこらの100円ショップで売っているような認印でもいいのか、あるいはこうやって定義付けられてとなれば、どこどこの区長というちゃんとした公印をそれぞれに持た

せて、区長として押す場合はそれを押すことだとかそういった権限的なもの、あるいは職務権限で判こを押したりとかいろんなことを行使するための手続上のルールというのは特別あるのかないのか。

今までどおりと言われると区長の同意といったって、そこらの100円ショップで買ってきた印鑑ポンと押しても、それでも認められてしまうと問題が発生するおそれがあるもので、そこまで区長の存在を公職として位置付けるのであれば、職務に対して行使する権限あるいは同意とか、職印を押す場合にはちゃんとした手続、ルールを定めてあるのか。

それから、それぞれの行政区にちゃんと公 印を支給するのはおかしいか、行政区で用意 するのか、市側が提供するのかわかりません けど、その辺はどういうふうにされているん ですか。

○小野田直美委員長 森まちづくり推進課長。 ○森 玄成まちづくり推進課長 今、御指摘 の区長の同意を求めるような事案も多々あり まして、それについての区長からの御意見と いうことは幾つか入っております。

今回の条例制定に伴いまして、助言及び調査また意見を述べるということで、同意という言葉がないので、今後区長の業務の中に例えば開発に伴う同意ということも、どういうふうな形で求めていくかということも検討材料と考えております。

御指摘の公印を押しての権限行使ということの手続につきましては、今のところ厳格化している、手続的なものはありませんので、事実上地域によって運用を委ねるという形になっておりますけれども、これが委員御指摘のような問題が出てきた場合には、そういった手続も行政のほうで指導していかなければならないとは思いますけれども、まずは条例を制定することに伴って専門的な知識が求められる区長の立場というところと、助言・調査・意見を述べるということに絞られてきま

すので、こういったところでまずは実態を把握して、見直しをかけていく、その中で問題をクリアしていきたいということが1点あります。

それでも委員御指摘のような公印に伴う問題が出てくるような場合は、改めて手続についてもルールを決めていかなくてはいけないとは考えております。

〇小野田直美委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 何か問題が出たら考えるっていう言い方だと大丈夫かなと思うんですけど、そうではなくてこうやって区長としての立場を公職としてちゃんと条例で定めて位置付けるのであるのであれば、そういったことも問題が発生する前にちゃんと厳格しておかないと、発生してから検討しますとか、発生したら考えますというのは行政としてはいかがなものかと思うんですけど、そこまで配慮されていない、とりあえず条例、公営法の改正による条例制定というだけのことなのか、その先を読んだ、今、私が言ったような問題も含めた検討はされていないということですか。

〇小野田直美委員長 三浦企画部長。

○三浦 彰企画部長 ちょっと今の説明に補足をさせていただきたいのですが、昨日の一般質問でも出ました開発行為に伴う同意というもので、ちょっと補足をさせていただきたいと思います。

まず、この各行政区の区長に同意書というのをとっておるのは事実でございます。ただ、その同意の内容、その趣旨というのが、そもそも開発業者の開発に対する区長の責任、そのものの同意ではなくて、本来添付していただく趣旨というのは業者がある日突然開発行為の工事をして現場に来たということが過去にありました。

それで、区長から生活に非常に道路だとか、 そういったことを占用しますので、通学路も 含めて非常に生活環境が変わって困ったと。 そういった事案があったので、開発業者に対して事前にそういう生活に影響しないように、区の代表者の方、区長に説明をして、「いついつ工事をします、ですから通れません」とか、「御迷惑をかけます」とか、そういった地域住民の方へのしっかりした説明責任を果たして、その上で同意書という形でいただいておりますので、そもそも開発に関しての同意ではないと。

ですので、今回、我々としてはそういう地 域住民の方からの苦情、迷惑をかけないため の措置ということでお願いしておるものです から、きのう農業委員会の川合部長の答弁で も「必須ではない」という言い方をされまし たが、そういった意味合いの同意書でござい まして、ただそういったことをきちっと各開 発業者に開発行為の申請があったときに、趣 旨がわかるように徹底するということが今回 の同意というものでございまして、それ以外 に区長に同意で御迷惑をかけることというの は余りないものですから、通常の土木の工事 やなんかの同意も基本的にそういう同意でご ざいます。区長にその責任を押し付けたり、 そういうものではないということで補足の説 明をさせていただきます。

〇小野田直美委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 同意の意味はわかりました。だけど、例の太陽光のときに本人押していないのに、そこらで買ってきた認印を押して出したと。そういう事案が発生しないようにするためには、ちゃんとした公職としての区長として公印的、公印と言っていいのかわかりませんけども、それを同意が必要ないと言われれば要らなくなってしまうんだけど、そういうことを防ぐためにちゃんと位置付けした公印的なものを、やっぱり押す仕組みをしていかないと、また再発するおそれがあるし、それを防ぐためのことも考えた上でこの区長としての公職の身分を保証してあげないと、また同じ問題が起きるのではないかというの

が私の危惧なんですけども。

そういう意味でその公印的なものの行使に 対するルールというのを定めておいたほうが いいのではないか。「問題が起きたら検討し ます」っていうのはいかがなものかというこ とが意見です。どうですか。

○小野田直美委員長 森まちづくり推進課長。 ○森 玄成まちづくり推進課長 区長の印鑑 を私文書偽造、公印を勝手に買ってきて押す というような事態というのは把握していなか ったものですから、そのようなことはあって はならないことですので、そうならないよう な手続と注意喚起、あるいは何かしら検討は しなくてはいけないと考えております。あり がとうございます。

〇小野田直美委員長 ほかに質疑はありませんか。

長田委員。

〇長田共永委員 第4条のところで、別に定める条例なんだけど、ここってもう既に別に定めるというところがあるのかないのかというのと、あと規則なのか、要綱で対応するのか、そちらの部分、今の現行の規則なり要綱で対応できるのか、そこら辺の部分を教えていただければと思います。

○小野田直美委員長 森まちづくり推進課長。 ○森 玄成まちづくり推進課長 第4条につきましては、今のところ想定しておりませんけれども、先ほど滝川委員御指摘のようなことを受けまして何かしら検討していかなければいけないと考えております。

〇小野田直美委員長 長田委員。

○長田共永委員 要は、今の滝川委員に関連 して聞いたわけなんですが、そうした部分を 詳細に今後考えられる、つまり区長の身分を こうした形できちんと現行のままの体制で条 例で制定したわけなんだから、別に定める何 らかの規則等を考え得るリスク、リスクと言 ってはおかしいんですが、その部分の対応を お願いしたいなと思っております。 意見です。

○小野田直美委員長 では、ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇小野田直美委員長 では、質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小野田直美委員長 討論なしと認めます。 討論を終了します。

これより第5号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇小野田直美委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべき ものと決定しました。

第6号議案 新城市消防団条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

佐宗委員。

○佐宗龍俊委員 それでは、ただいま議題となっております第6号議案 新城市消防団条 例の一部改正について、7点ほどございますのでよろしくお願いします。

まず、1つ目、条例定員を825人とした根 拠を教えてください。

2つ目、この総合計画案の中の消防団ボーダーラインの中に、「地方交付税算定における消防団員数に基づき算出された数値」というのがありますが、それはどのような方法で算出され、どのような意味合いがあって、その数値は何名なのか。

3つ目、その後に、「本市消防団が考察した持続可能な消防団員数の数値」とありますが、それはどのような方法で算出され、どのような意味合いがあり、その数値は何名なの

か。

4点目、その後で暫定総数750人とありますが、この暫定総数というのはどのような意味合いの数値なのか。

5点目、基本団員数をその暫定総数の7割 としていますが、その7割とする根拠を教え てください。

6点目、機能別団員数を暫定総数の4割と していますが、その4割とする根拠を教えて ください。

7点目、この総合計画案には消防団への加入促進ですとか、機能別消防団員の拡充などの施策が載っており、今度団員確保に努めるとあります。これらの施策が成功すれば、条例定員を削減する必要がなくなるかもしれない可能性のあるすばらしい総合計画案だと思いますが、それなのにその可能性を拒否するようなこのタイミング、いわゆる10年計画の頭で条例削減をしようとするのはなぜか。

この7点、お願いします。

[「1問1答」と呼ぶ声あり]

○佐宗龍俊委員 そうですね、済みません。 まず1点目、条例定員を825人とした根拠を 教えてください。

〇小野田直美委員長 加藤消防総務課参事。

O加藤正文消防総務課参事 ただいま御質疑がございました825人の改正条例定員の根拠です。まず、新城市に必要な消防防災力としてこの新城市の人口、面積を勘案いたしまして、まずもととなる基本団員の適正な数というものを導き出すことが、この作業の一番最初にございました。

基本団員が新城市に何名必要かということを算定するに当たりまして、1つは現役の消防団員が得られる情報の中で、自分たちが今後新入団員を勧誘していく将来推計を地域の情勢を勘案して考えていただきました。それが質疑の3番目にもございましたが、消防団員が自ら将来推計を立てて考えた数値、それが1つ。

もう1つが、2つ目の御質疑にあったよう に、地方交付税による消防団員の算定される 総数というものが、国が示した指標算定数が あります。これに基づいて、標準都市10万人 の都市に対して現在の新城市の人口、それか ら新城市の面積、これを当てはめて算定した 数値、この2つが消防団の考えた数値に非常 に地方交付税の算定によって導かれた数値が 非常に似ていたというところ、こちらをもっ て750人という暫定総数をまずは決め、その 中で御質疑の5番目にありましたように、基 本団員を70%とするというものは、これは現 役の消防団員が消防団の中核をなすべく基本 団員として必要な数というものを議論に議論 を重ね、最低7割は活動に必要な基本団員の 数という、これをどうしても堅持したいとい う団員の声をもとに70%の数とし、750人の 70%を基本団員の最低の数値と決めました。

そして、残る3割ですが、現行の地域支援 団員制度で得られる機能別団員の数がそれを 補うための3割、そして、今後人口減少とと もに消防団員の減少が見込まれる中、この地 域支援団員だけでは条例定員を満たすことが 今後難しくなるだろうということも見据え、 また国の施策である機能別団員の拡充という ものも視野に入れ、新たな機能別団員の創設 を残りの1割とさせていただきまして、それ を300人といたしました。

これは、あくまでも条例定員を算定するための数値ということで規定しておりますその525人の基本団員と300人の機能別団員の合算を、この新城市に必要な消防防災力としての数値と定め825人といたしました。

〇小野田直美委員長 佐宗委員。

○佐宗龍俊委員 基本的に1番の説明をする に当たって2、3、4、5、6と関連があっ たので2から6の内容も含まれておりました が、それでは2番、先ほど少しお話がありま したが、地方交付税算定における消防団員数 に基づき算出された数値というのは、どのよ うな方法で算出されて、どのような意味合いがあって、そこでは何名と出たのか教えてください。

〇小野田直美委員長 加藤消防総務課参事。 〇加藤正文消防総務課参事 それでは、地方 交付税に用いられる消防団員の算定の数値と いうものを御説明させていただきます。

国は、地方交付税によって地域間の格差を解消すべく交付税を交付するわけですが、消防団の提供するサービスも大事な地方公共団体のサービスとして位置付けておることから、消防団に対しても非常備消防費としてこの地公交付税の算定に用いる数値、算定の指標がございます。

その中の考え方といたしまして、まずは消防団の団員数というのは人口に大きく関連するものであると位置付けられており、それを標準団体である10万人の都市に対しまして、現在の新城市の人口を比較いたしまして、当てはめる指標がございます。それによって用いられた数値に対して、もう1つ消防団の活動は、人だけではなく物に対する活動の意味も大きく含まれていることから、面積に対する指数係数をここに当てはまることとなっています。

そして、それも同じように人口10万人の標準都市に対する面積の割合をもって、現行の新城市の面積を指標に当てはめて、地域面積係数というものを算定します。その数値の合計をもちまして算定するものが地方交付税の算定に用いられる消防団員の総数というものでございます。

- 〇小野田直美委員長 佐宗委員。
- **〇佐宗龍俊委員** それが何人になったんですか。
- 〇小野田直美委員長 加藤消防総務課参事。
- **〇加藤正文消防総務課参事** 平成30年の人口、 面積を用いまして、764人となりました。
- 〇小野田直美委員長 佐宗委員。
- **〇佐宗龍俊委員** わかりました。

それでは、3点目、本市消防団で考察した 持続可能な消防団員数の数値ということで、 どのような方法で算出されて、どのような意 味合いがあるというのはわかりましたので、 そこで出た数値を教えてください。

〇小野田直美委員長 加藤消防総務課参事。 〇加藤正文消防総務課参事 消防団員が自分 の地域の将来を見据え、それぞれの分団で算 定をしていただきました。もちろん、分団で 算定するに当たりましては、各行政区、各班 の区域をもとに積み上げたものが分団の持続 可能な数として導いたもので、合計数は 747人という数値を消防団は将来推計として 導き出しました。

- 〇小野田直美委員長 佐宗委員。
- **〇佐宗龍俊委員** ありがとうございます。

4番目、暫定総数750人はその2つの数字を比較、勘案して出したということなんですが、要するにこれが新城市消防団に必要な人数というのか、この人数がいれば消防団が維持できるというような意味合いなのか、その辺のその750人の意味合いを教えていただけますか。

〇小野田直美委員長 加藤消防総務課参事。 〇加藤正文消防総務課参事 この暫定総数というものは、冒頭にも御説明させていただきましたとおり、現在の新城市における消防団の必要な数というものを求める際に、基本団員と言われるものをまずは決めなければなりませんでした。そのときに、基本団員の数を算定するのに必要な総数として暫定総数を位

〇小野田直美委員長 佐宗委員。

置付けております。

- **〇佐宗龍俊委員** ということは、基本的には 基本団員が750人というのが理想だというこ とでよろしいでしょうか。
- ○小野田直美委員長 加藤消防総務課参事。○加藤正文消防総務課参事 先ほど御質疑がございました5番目のところと同じ回答にな

りますが、750人のうちもちろん750人基本団

員がいていただければそれにこしたことはございませんが、今後の新城市の人口減少を勘案し、その最低7割というものを消防団員の条例定員を考える上で525人という数値、7割を最低のラインとしてそこに近づかないようにするため、必要な数というのはもちろん750人基本団員がいることが必要なことなんですが、それに対してボーダーラインというものを設けました。必要な数と言われると、750人は必要な数だということになります。

- 〇小野田直美委員長 佐宗委員。
- **〇佐宗龍俊委員** ということですよね。

要は、いい悪いとかではなくて、暫定総数として出した750人は、やっぱり基本的には基本団員は750人、今後ずっと新城市消防団を維持していくためには750人いるのが理想なんだということでいいですね。

5つ目なんですが、団員が自分たちで今後 団員確保が難しい中で何とか確保していかな ければならない、何とか確保していけるだろ うということで7割としたというようなふう にお伺いしたんですが、要するに感覚的なも のであって、根拠としてなぜ7割なのかとい う部分はちょっと私は理解ができなかったん ですが、何か理屈といいますか根拠になるよ うな数値、やり方、考え方はありますか。

- 〇小野田直美委員長 加藤消防総務課参事。
- 〇加藤正文消防総務課参事 この基本団員の 割合を7割とした消防団の考えというものは、 消防団が責務として各法律、消防組織法、ま た消防法初め災害救助法などに基づく責務の 消防団の任務というもの、こちらが大きく7 つの項目が挙げられているわけなんですが、 これらの項目を基本団員が全て行うわけでは なく、うち災害出動に関しては地域支援団員 の補完があると考えて、これを年間の活動の 実績に当てはめて消防団員が最低でも7割は 必要だと判断をいたしました。過去の出動実 績から導き出しました。
- 〇小野田直美委員長 佐宗委員。

○佐宗龍俊委員 この7割は過去の出動実績等を踏まえてということですね。要するに、私が今、言いたいのは、この総合計画案を読むだけでは全くそういうことがわからないんですね。根拠がはっきりいってわからないので、そういうことではだめですよということを私は言いたいだけなんですが。

では、6点目、機能別消防団員の暫定総数の4割の根拠、根拠というよりもその内訳は、残り3割を現状の地域支援団員で、これから考える新しい機能別団員を1割プラスして暫定総数750人の4割で基本団員をカバーしようということはわかりましたが、その地域支援団員を3割、それは750人のうちの7割、3割という合わせて10割、750人というようなことなんでしょうが。

要するに、消防団を維持していくためには 基本団員がやっぱりどうしても必要だと。それを補完するために地域支援団員やそれ以外 の機能別消防団員が要るということはわかる んですが、なぜその地域支援団員だとか機能 別消防団員の上限をつくって抑えてしまわな ければならないのかというところが疑問なん ですが、その点はいかがですか。

〇小野田直美委員長 加藤消防総務課参事。

○加藤正文消防総務課参事 この基本団員の 割合、そして機能別団員の割合をもって導き 出すものが条例定員の算定というものになり ます。これは、これまでの消防団員の推移を もって検討も加えております。消防団員の実 員と機能別団員である地域支援団員の推移か ら可能な地域防災力としての消防団の数を考 えると、上限というものは算定上必要なもの となります。したがって、ここで条例定員を 算定するに当たり、こういった上限を設けて おります。

〇小野田直美委員長 佐宗委員。

〇佐宗龍俊委員 要は、過去の団員数の推移 を見てということ、それから当然条例定員を 決めるに当たっては、基本団員がこれだけと いうことになれば機能別消防団員が残りのこれだけということで、数が決まってくるというのはわかるんですが。

私が1つ、質疑ではないんですけど、過去の団員数の推移というのはもちろん参考にするんですけれども、要するにこの消防団総合計画では今までやってこなかった、できてこなかった、これは私も反省をするところなんですが、新たな取り組みをして団員を確保していきましょう、新しい機能別消防団員の制度をつくりましょうという新しい取り組みをするわけであって、過去の推移はそういうことがなされていなかったからどんどんどんどんがなってきたということが考えられるわけですね。

だから、過去の推移も当然参考にはするんだけど、それをもとに新たな取り組みをしても同じような推移で進んでいくだろうという考え方は、私は違うのではないかなと思っておりますので、このあたりちょっと論点にはなるかなと思います。

最後、条例定数の削減をこれから10年間この総合計画案をもとにさまざまな具体的な施策をしながら進めていくという中で、新たな機能別消防団員の制度ができて、もしかしたらもっともっと機能別消防団員が増える可能性もあるわけですね。

だけども、今、この10年間の最初のこのタイミングで条例定員を825人に削減してしまうと、その可能性を潰してしまうことになりかねないと思うんですが、なぜこの10年計画の頭で条例定員を825人にいきなり削減してしまうその理由を教えてください。

〇小野田直美委員長 加藤消防総務課参事。 〇加藤正文消防総務課参事 この策定を目指 しております新城市消防団総合計画は、まず 1つ総合的な計画であるということがその理 由の1つでございます。

総合的な計画といたしまして、組織再編、 出動態勢、それから消防団の確保対策、まず は形をつくること、そしてその形に対して車 両や機械器具、施設、被服、そういったもの の物づくり、そして今度はソフト面である人 の資質の向上、処遇の改善、これらを総合的 に計画した総合計画となっております。

そこで、計画が向かうべき到達点というものを決めて、そこに向かって各施策が同じ方向を向いて進む、それを消防団員も理解をし、地域にも理解をいただきながら進めていく計画となっております。

そのための柱として、示すべき形というものが必要と考えて、消防団員が自らこの形を選び、そしてそこに向かう、持続可能な消防団を目指して各施策に取り組むという消防団の姿勢がこの計画にあらわれて、まずは形を示すべく条例定員の改正を行い、それに向かうための施策を今後行っていくということで、まずは条例定員の改正を行った結果でございます。

〇小野田直美委員長 佐宗委員。

〇佐宗龍俊委員 わかりました。今のを聞いて、ますますちょっと残念であります。

まずは形、要するに10年計画をする、10年 後の消防団のあるべき姿というものをしっか りと示した上でそれに向かって10年計画で進 んでいきましょうというのはとてもいい。じ ゃあ、まずは形をしっかり示すというのが、 条例定員がその形なんだというのは、全くも って私は間違っていると思います。

私は、まずは形というのは全然問題ない、 それはすばらしい。私がそれを伺ったときに、 まず思ったのは、まずは10年後の新城市消防 団の分団だとか班の編成、どこに班が幾つあって、10年後にはこういう形になるだろう、 それが形だと思うんです。で、それを目指していくに当たっては、例えば1班基本団員が 20人だったら20人、ここは人が少ないからここは15人とそれぞれ決めてもいいんですけど、 まずは10年後の団のあるべき班編成であったり分団編成であったりという姿が、それがま ずは形なんです。

それができて、それを目指してみんないく のに、そうなると基本団員は何人必要なんだ、 で、それにプラスして地域支援団員が何人ぐ らい集まるのか、それは先ほどおっしゃって いただいたような自分たちで確保できる、想 定する人数でもいいんですけれども、そこか ら新たな機能別団員制度をつくったときに、 その新たな機能別消防団員というのは班に帰 属しないですから、要するに班の、変な話、 班が管理することはないですから、班の維持 には全く関係ない機能別消防団員制度ができ れば、そこが何人増えようが、その班が持続 するために苦労することはないわけで、新し いその機能別消防団員はこのぐらい確保でき るだろうというのが、10年間やっていく中で 見えてくるんです。そうすると、トータルで 何人確保できるだろうというのが見えてくる ので、そのときに条例定員の削減をすればい いと思うんですね。

だから、まずは形とおっしゃったのは間違いないと思います。それはいいと思います。それで、10年間それを目指して進んでいくんだけれども、その形が団員定数であるということが間違いじゃないんですか、間違いとは言いませんよ、それぞれいろんな考え方がある中でそれを選択するよりも、まず形というのは、まず10年後の団の姿、あるべき形がまずは形だと。それがあって、そこから算定されるのが明確な根拠になるんではないかなと、私は思うので、それも1つの意見としてちょっと考えていただければと思います。以上です。

〇小野田直美委員長 よろしいですか。 ほかに質疑はありませんか。 長田委員。

〇長田共永委員 改めて確認させていただき たいんですが、今回の定員削減によって現行 の消防団体制、つまり現行の消防団活動が維 持できるかどうか。その点、まず確認させて ください。

〇小野田直美委員長 加藤消防総務課参事。 〇加藤正文消防総務課参事 今回、改正する ものは条例に示す消防団の定員でございます。 消防力というものは、定員は必要な消防力を 示す数値であり、実員は提供できる消防力を 示す数でございます。

消防力については実員で評価するものであり、実員で提供可能なサービスというものがこの条例の定員によっては何ら変わりはございませんので現行の消防力というものは落ちることはございません。

〇小野田直美委員長 長田委員。

〇長田共永委員 本年度実員が839人、うち地域支援団員が165人だと思うんですが、来年度の見込み、多分わかっておられると思うんですが実員で何人ぐらい予想されてますか。 〇小野田直美委員長 加藤消防総務課参事。 〇加藤正文消防総務課参事 令和2年度の4月1日に交付予定の現在把握している数値をお伝えいたします。基本団員656人、地域支援団員158人、合計814人で令和2年度をスタートする予定でございます。

〇小野田直美委員長 長田委員。

○長田共永委員 この実員数を今回の条例で825人、それで来年度が814人だということなんですが、そうした上でまず基本は825人の確保といううちの525人、こちらの基本団員、この数だけを655人、まだ130人余裕があるとは思うんですが、このままだと実員が平成27年度だと942人おったわけで、どんどん減っていって、それで基本団員数も740人、5年前おったのがもう100人5年で減っているということを考えると、基本団員の525人という維持を本当に10年後まで堅持できるか。この部分が寛容かと思うんですが、その点をどういうふうに考えられて総合計画案をつくられたか、その部分を教えていただきたいと思います。

〇小野田直美委員長 加藤消防総務課参事。

〇加藤正文消防総務課参事 御指摘のとおり、 平成20年度に定められた980人という条例定 員以降、基本団員は年々減少をたどっていっ ております。

この基本団員の確保というのは、今年度総務大臣から各自治体の首長にあてられた書簡の中にもありますとおり、団員の確保における基本団員の確保の重要性というものに鑑みて、この条例定員の改正は平成30年度に行いました消防団員の定年延長制度の第2弾、第3弾というような形として、今後基本団員の確保を重点的に行っていく、その施策をもって525人に近づかないようなあらゆる形、もの、人づくりの総合的な計画をもって立てます計画に基づいて525人を堅持していく所存で、消防団員はその覚悟でこの計画をつくっております。

〇小野田直美委員長 長田委員。

○長田共永委員 再度の525人以上の堅持と いうところで、現役がこの525人という数字、 これで班の統廃合等も考えられるんだけど、 この525人という意味をきちんと地域と、新 城分団は御存じのとおり、今、進めて来年度 施行するというのは十分意見交換させていた だいたから、そういう部分を各地域で525人 の数字の根拠と、そして地域でどれだけ基本 団員は最低必要であって、この数字がなけれ ば支援団員だけでは対応できないよという部 分、それを現役にきちんと伝えていただきた いと思うんですが、その辺の地域に対する、 また現役の消防団員、若い世代だとか、今後 担っていく世代の団員と地域の皆さんとの会 議等の進め方等、今、考えられておられるな らお示し願いたいと思います。

〇小野田直美委員長 加藤消防総務課参事。 〇加藤正文消防総務課参事 ただいま長田委員から御質疑のあったとおり、この525人という数字はこの先の人口推計を見ても非常に厳しい、ハードルの高い数値だということは認識しております。これまでどおり、消防団 員だけが消防団員が得られた情報を持って勧誘していては、この数字というものは堅持することは難しいと思います。

したがって、今、委員がおっしゃられたように、地域にこの総合計画の内容をしっかりと理解してもらって、地域に協力を得て地域が育てる消防団員というものを目指していくという施策も、この総合計画には入っております。

したがって、これまでの勧誘とは、また地域を巻き込んでの消防団員の確保、それが本市の消防防災力の維持向上につながるということをこの計画で、10年間かけて醸成を図っていきたいと考えております。

○小野田直美委員長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇小野田直美委員長 では、質疑なしと認めます。

質疑を終了します。 これより討論を行います。 討論はありませんか。

佐宗委員。

○佐宗龍俊委員 それでは、ただいま議題となっております第6号議案 新城市消防団条 例の一部改正について、反対の立場で討論させていただきます。

これまで長年団員確保に苦慮し、団員数の 条例定員割れが続く中で、今回将来にわたり 持続可能な消防団組織を確立するため、新城 市消防団総合計画案が示されました。これは、 2020年から2029年までの10年間の基本計画で あり、その実現に向けた施策を進める指針と するもので大変すばらしい基本計画案である と思います。その上で、消防団の条例定員を 削減する本議案に反対するのは以下の理由で あります。

1点目でありますが、まず新たな条例定員 である825人、これについては、先ほどまず は形であるということでありましたが、基本 的にはこの10年間の計画を実施する中で何と してもキープしていきたい数だと思っており ます。

私が先ほど申し上げたように、まず頭から 825人という数字に削減するのではなく、 10年後に新城市消防団のあるべき姿をしっか りと形づくった上で、本当に825人が適正で あるということが施策を進めていく中ではっ きりしてくると思いますので、はっきりして きたときにこの条例定数を変更すべきだと思 います。

また、この計画案の中にある機能別消防団 員制度というのは、非常に今後の消防団の団 員確保に可能性を秘めた制度であります。こ れまでの地域支援団員は、班に帰属しており ますので、例えば20人の班があってその内訳 が10人の基本団員、10人の地域支援団員であ る20人の班だとすると、10人が日常の団活動 をするんですが、残りの地域支援団員の10人 は実際の火災現場等出動のみの活動であって、 なかなか班の維持管理が難しいという状況で ありますが、新しい機能別消防団員は班の力 をかりることなく運営できますので、まだま だ多くの団員を確保できる可能性をもってい るのにもかかわらず、825人という現状より も少ない定数に頭から削減するというのは、 非常にもったいないことであります。

まずは、新城市消防団総合計画案、いいのができましたので、しっかりと外部組織、例えば新城市防災会議など市全体の防災力を考える組織などで十分に検討し、見直し、修正を行った上で承認を受けていただき、その後で組織再編に向けた指針を作成するという施策がありますので、分団及び班のあるべき姿、組織の編成、班の統廃合が検討され、10年後の団のあるべき姿が明確になり、そこで必要な基本団員のボーダーラインが決まってくると同時に、機能別消防団員の拡充施策により新たな機能別団員制度を考え、実施することで必要な機能別消防団員数も決まり、必要な

基本団員数と必要な機能別消防団員数を合計 することで適正な条例定数が決まるという手 順を踏むべきだと考えます。

そして、条例の改正はそのときにやればよいと考えます。極端なことを言えば、10年計画の最後でも構わないと思います。消防団の可能性を著しく狭めてしまうことにつながる今回の条例定数の定員の削減を、今、実施することには反対です。

また、仮にこの議案が今回否決されたとしても、来年度以降の消防団の活動に大きく影響することはないと考えます。特に、団員が困ることは何ひとつないと思いますので、新城市消防団のためにも、そして新城市全体の防災力強化のためにも、条例定員の削減は今ではない、今やるべきではないという考えから本議案に反対いたします。

〇小野田直美委員長 ほかに討論はありませんか。

長田委員。

○長田共永委員 ただいま議題となっております第6号議案 新城市消防団条例の一部改正に賛成の立場で討論させていただきます。

本条例の一部改正は、他の自治体に先駆け 作成した新城市消防団総合計画案に伴うもの であり、この計画は消防団並びに消防本部が 現在の本市消防団が環境の変化へ柔軟に対応 し、地域防災の中核として市民の安全と安心 を守る組織であり続けるための方向性を示し ながら、その実現に向けた施策を示したもの です。

もちろん、反対討論をされた佐宗委員もその計画の重要性と必要性は十分理解を示されており、消防団を思うお気持ちは人一倍であることも存じております。議論として、今回の条例の一部改正、つまり定員の削減を今定例会で行うことが必要か否かを問うているものだと思われます。

自身が賛成討論を行うに当たり、賛成の根拠となる理由の第一義は定員削減によって現

行の消防団体制による消防団活動が維持できるかどうかという点です。つまり、持続可能な消防団であるための人員ボーダーラインが825人であるのであれば、それを堅持していただきその定員数を維持していただくことを強く求めていくものです。

また、来年度の定員は基本団員、そして地域支援団員を合わせ825人を下回ることが予想されておりますが、市内それぞれの地域の実情を鑑み、現役の消防団員、そして地域の皆様の意見を聞きながら、総合計画にある消防団の形づくり、人づくり、そして物づくりの連携とバランスをとりながら、条例定員825人のうち基本団員数525人以上の堅持を図っていただき、施策の実効を遂行していただきたいと思うものです。

いずれにせよ、消防団は本市の安全、安心にとってなくてはならない組織であり、今回の消防団員の定数削減によってその組織力、防災力が落ちることがないことを理解し、賛成討論といたします。

詳細は、本会議にて改めていたします。 以上です。

〇小野田直美委員長 ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小野田直美委員長 討論なしと認めます。 討論を終了します。

賛否両論ありましたので、起立により採決 いたします。

本議案に賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇小野田直美委員長 起立少数と認めます。

よって、第6号議案は否決すべきものと決定いたしました。

続きまして、第43号議案 和解を議題とします。

これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 そもそもこの上平井山林組合があいち境界問題相談センターに行ったきっかけというのは何だったんでしょうか。

〇小野田直美委員長 柴田資産管理室長。

〇柴田和幸資産管理室長 今回、山林の境界に関する紛争なんですが、平成30年11月に上平井山林組合が愛知県土地家屋調査士会のあいち境界問題相談センターに申し立てておりますけども、その4年ほど前、平成26年ごろから上平井山林組合におかれましては、山林を管理しております森林課のほうに、「境界について異議があるんじゃないか」ということで相談をしておりました。

4年にかけて、実際森林課が現地測量等、 山林組合と立ち会い等行いまして話し合いを 続けてきたわけなんですが、双方これが合意、 協議が整わなかったということがありまして、 それをもちまして山林組合のほうが、このま ま後世に疑念を残したままいくのは好ましく ないということで、何らかの解決を見たいと いうことでいろいろ裁判所の境界紛争、それ から法務局の特定筆界制度等もありましたけ ども、その中で一番費用の安い今回のあいち 境界問題相談センターのほうにこの本調停を 申し立てたということが経緯でございます。

〇小野田直美委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 きっかけというか平成26年 ごろからそういうのがあったということなん ですけど、平成26年ごろにまずその境界が違 うんじゃないかというのは、上平井山林組合 のほうがそういう申し立てを市の森林課に来 たということですよね。

そのきっかけというのは、何でそういうふうになったというのを聞きたかったんですけども、何か売買とかそういうことが判明する何か原因がなければ、いきなりそんな話は持ってこないわけなもので、何がきっかけでそういう話を市に相談に来たのかということを聞きたかったんですけど。

〇小野田直美委員長 柴田資産管理室長。

〇柴田和幸資産管理室長 上平井山林組合のほうで、実際に山林の巡回等行っておるわけなんですが、その中で公図と現況を見たところ、現況というか新城町の町有林のところが杭になっているんですが、そちらのほうの現況を見たところ、その形としてちょっと不合理があるんじゃないのかなというところから疑念が生じたと聞いております。

〇小野田直美委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 そうすると、管理している 方たちが自分のを見回って、公図と地形、境 界が違ってたからそれがきっかけだったとい うことでよろしいんですよね。

それで、今回もらった資料によりますと、 添付資料というかあいち境界問題相談センターの測量図というのがそちらにあると思うんですけども、190の石杭ですよね、四角の点です。099が石杭ですよね。この190と099を結んだのがもともとの境界として新城市が把握していた境界のラインですよね。ということでよろしいですね、それはいい。

今回が、190の石杭と076の石杭を結んだ線 の延長線と、これは道なのかわからないけど、 それが交わったところが新たな境界、境界点 ということで、今、この記号も番号もないも のですからここに新たな石杭を設置するとい うことですよね。

〇小野田直美委員長 柴田資産管理室長。

○柴田和幸資産管理室長 今、委員がおっしゃられましたとおり、190と今、現状の境界であります099、これどちらの番号のところにも新城町有林の石杭がございます。今回、新たに076との結んだラインになるんですが、この076には郡有林の石杭があります。今までは、新城町有林同士を結んだラインを双方これを境として認識していたということでございます。

〇小野田直美委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 そうしたら、町有林と 076が郡有林、何郡かはいいとして。で、そ の延長線上に新たにこれは新城市有林の石杭 をつくるということかな、でいいですよね。

〇小野田直美委員長 柴田資産管理室長。

○柴田和幸資産管理室長 今回の調停はあくまで話し合いに基づく契約なんですが、今回新たに石杭の設置はございません。099の新城町有林の石杭の撤去と処分というのがございますが、新たな石杭を設置するというのは、当初の申し立ての中にはございましたが、最終的な今回の和解の中では、新たな石杭の設置はございませんので、特に行わず、この郡有林の杭をもってこれを境とするということになります。

〇小野田直美委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 今の表現だと、郡有林の石 杭が境ではなくて、郡有林の延長線上が境で しよ。前に、委員会議案説明会でもらった資 料だと、新たに確定した地点に名称を変えて 敷設するっていう文章があったものですから、 そこへ新たな石杭を設置するのかなと思って、 今お聞きしたら、設置しないということなら、 それでいいのかなと、また将来的にもめなけ ればいいのかなという疑問が生じたものです からお聞きしました。

それから、そうすると190と099を結んだ線と、今度の190と076の延長線上に囲まれた、要するに市有林の減る面積ですよね、それはどの程度の規模でしょうか。

〇小野田直美委員長 柴田資産管理室長。

○柴田和幸資産管理室長 今回は、いわゆる 不動産登記法上の筆界の特定ではございませ んので、面積といたしましては、実際に実測 の測量に基づくもので申し上げます。ただし、 東側のほうが赤道の現況があるんですが、こ れも実際の筆界、法律上の境が明確に決まっ ておりませんので、現況の道の部分をとって 面積を測量いたしますと、今回の面積は 3,280.55平方メートルでございます。これは、 森林課のほうで現地測量した面積でございま す。 **〇小野田直美委員長** では、ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇小野田直美委員長 質疑なしと認めます。 質疑を終了します。

これより討論を行います。 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇小野田直美委員長 討論なしと認めます。 討論を終了します。

これより、第43号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇小野田直美委員長 異議なしと認めます。 よって、本議案は原案のとおり可決すべき ものと決定しました。

第47号議案 新城市辺地に係る総合整備計画の策定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 いただいた資料の辺地対策 事業施行箇所図の(1)というのを見ていた だいて、それぞれの地域の総合整備計画書と いうのが1カ所、2カ所、3カ所、4、5、 6、7、8か、あるんですけども、ずっと図 面と照らし合わせたんですけど、見代、赤羽 根、杉平辺地というやつの計画書というのは、 なかったような気がしたんですけど、見落と したのか、ありますか。

[不規則発言あり]

○滝川健司委員 この図面の名称とこっちが合っておるのか合ってないのかわからんかった、括弧書きのほうに書いてあるか。括弧書きに見代、赤羽根、杉平が書いてありました。ほかのそれぞれ、林道の改良と舗装、改良して舗装というのはわかるんですけど、舗装だけというのは既に改良が済んでいるから舗装するのか、改良しなくても舗装だけすれば

いいのと捉えたのか、お聞きします。

- 〇小野田直美委員長 杉浦企画政策課長。
- ○杉浦達也企画政策課長 詳細な工事の内容 まで、今、済みません、現在資料を持ってい ませんのでこの場ではわからないんですが、 この辺地の計画に基づいて林道の舗装や改修、 それ以外の市道も含めてですが、そうしたも のを予定しておるという内容でございまして、 この事業の内容につきましては、所管の課が 事業の計画を立ててやっておるというところ でございます。
- 〇小野田直美委員長 滝川委員。
- ○滝川健司委員 それはわかるんですけども、 計画書には施設名、林道だけで、特にどうい ったというあれがなかったものですから、施 工箇所図によると、例えば田代辺地でも林道、 神田道瓦線が改良やって、舗装やって改良っ て3行書いてあるんですけど、これは1つの 林道のある部分が改良で、ある部分が舗装で、 ある部分で改良というどういうふうに解釈し たらいいのか、色分けしてないもので、黒い 線にしか見えないもので全然よくわからなか ったというのと、同じ林道でも舗装と改良と いう両方書いてあるとこと、舗装だけと書い てあるとこがあったりとか、それから、先ほ どの見代、赤羽根、杉平辺地だと、舗装と危 険地対策という言葉が出てきたんですけど、 危険地対策というのはどういったあれなのか なということをお聞きしたかったんですけど、 担当がいないのでわからないと言えば、わか る方連れてきてくださいって。後でもいいで すけど。
- **〇小野田直美委員長** 三浦企画部長。
- **○三浦 彰企画部長** 担当がいないとわからないんですが、一般論で答えてもいいですか。

〔不規則発言あり〕

- **〇小野田直美委員長** 滝川委員。
- ○滝川健司委員 では、後日、この施設名と、 表では施設名、林道、事業主体と事業費と財 源内訳と一般財源ということしかないもので

すから、この施行箇所図にあるような改良、 舗装だとか、危険地対策というのがあります ので、その辺がわかるような資料を後ほど提 出していただければと思います。

- 〇小野田直美委員長 杉浦企画政策課長。
- ○杉浦達也企画政策課長 委員おっしゃられるような内容について、所管課の者とも確認して後日資料を提供させていただきたいと思います。
- **〇小野田直美委員長** ほかに質疑はありませんか。

長田委員。

〇長田共永委員 改めて、この辺地の財源、 要は特定財源でこの部分の基本的なことをお 聞きしたいんだが、やはりこれの財源という のは非常にこの地域によっては必要だと思わ れます。

その部分で、これ議会としてもこの財源を 継続的に続いていってほしいという考えがあ るんですが、市としてのスタンスとしてもき ちんとそういう部分を明確にしていかないと、 今後の林道整備においても支障が出ますので、 そういった考えを行政と議会が協力して財源 を国に求める案件だと思いますので、その辺 の考え方、今はこういう事業に使っていてこ れだけ今後も必要だということを改めて確認 をさせてください。

〇小野田直美委員長 杉浦企画政策課長。

〇杉浦達也企画政策課長 辺地に係る総合整備計画の策定に当たりましては、これに関する事業について、事業費については充当率100%、その元利償還金の80%が普通交付税の基準財政条約に算定されるというところで、非常に有利な財源としても市としては考えておるところでございますので、そうした有利な地方債を活用しながら林道含め道路整備等に活用していきたいなということは考えておりますので、引き続きこの計画にのっとって事業を進めていきたいという考えでおります。

○小野田直美委員長 では、ほかに質疑はあ

りませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇小野田直美委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇小野田直美委員長 討論なしと認めます。 討論を終了します。

これより、第47号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異 議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇小野田直美委員長 異議なしと認めます。 よって、本議案は原案のとおり可決すべき ものと決定いたしました。

第48号議案 新城市過疎地域自立促進計画 の変更を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 それでは、いただいた資料の別紙の新旧対照表から確認させてください。

旧のほうにないものが新のほうに当然入っ ているんですけども、この新の中にあります いろいろ取り組んでいる事業と、道路なんか ですと延長が長くなったりというような形で わかるんですけども、例えば一番上の園芸施 設団地でトマト、ホウレンソウ、イチゴって 入ってるんですけど、イチゴは既に取り組ん でいるけど旧のほうにはイチゴがなかったけ どとか、例えば、その下のつくで手作り村の 橋梁設計業務委託って、設計だけ入っている けど工事はまた別なのかなとか、その下の山 びこの丘武道館屋根防水改修工事、これ既に 終わっているような工事のような気がするん だけど、今から入れてどういう、手続上、や る前に入れるものかなと思ったんだけど、そ の辺はどういうふうに理解すればいいんです か。

〇小野田直美委員長 杉浦企画政策課長。

〇杉浦達也企画政策課長 令和2年度までの この新城市過疎地域自立促進計画新旧の対照 表をつけさせていただいておりますが、要は 令和2年度までの間の計画として過去のもの もあわせてずっと掲載をしておるわけですが、 今回新たにこちらを見直したところ、記載漏 れがあったという部分もありましたので、あ わせてこちらを修正しておりますけれども、 通常ですと毎年見直しをしておりますのでそ の中で軽微な変更であれば、議会の承認を得 ることなく手続上できるわけですが、今回に つきましてはお示しをさせていただきました 資料の中で、新旧の表の新のほうをごらんい ただければと思いますが、表の左に自立促進 施策区分というところがございますが、そち らの6、教育の振興という区分がございます。 ページが飛んでしまうんですが、最後のペー ジになってしまいますが、その6、教育の振 興という区分の「(3)集会施設、体育施設 等」という1つ右に移ったところに項目がご ざいまして、そこに集会施設というところを 追加させていただいております。

この事業名の追加については、法律上議会 の承認を得て国へ提出することが義務付けら れておるということで、今回はこの件につい て議会の承認を得たいということでさせてい ただきましたが、それにあわせて先ほど委員 御指摘のところについて、再度見直しをし、 あわせて修正、載させていただいたところが ございます。

〇小野田直美委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 わかりました。それでは、 その鳳来総合支所の集会施設、この関係を載せたかった、あわせて漏れておったのを載せたと、そういう意味ですか。その辺を分けていただかないと、何か全部アンダーラインが引いてあるものでこれを全部新たにやったのかなと思ったら、既に終わっているものまで載ってたもんですから、どういう扱いかなと 思ったのでお聞きしました。

それから、もう1点さっき言ったつくで手作り村の橋梁設計業務委託の設計は産業の振興の入って、じゃあこの橋梁というのは奥へ行く木の橋ですか、ですよね。あれも既に新しくなって、工事は終わってますので設計だけは対象になるけど工事は対象にならんのか、工事は別なのかよくわからんけど、これはいいの、大丈夫。

〇小野田直美委員長 建部総務部長。

○建部圭一総務部長 私も現場を見ていないのであれなんですが、そこの奥のほうへ行く橋の基礎は鉄骨で多分できていると思うんですが、木材でやってあるところが外れてしまっているというか、今、一部通れるのは通れるんですが歩行者の方がそこに足を踏み外さないように囲いをして、今、通れるようになっているんですが、その橋を直すということをこの過疎対策事業債を使ってやっていきたいということで、まずは設計のものがここに載っているということでございます。

〇小野田直美委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 だから、直すのはいいんだけど、設計して工事が別になるのか、また後から追加して、順番よくわからない、普通は設計と工事はセットになっているもんで何で工事を入れないのかなというのが疑問、その下はやっぱり改修工事は工事として載っているものですから。

それと、トイレの裏から奥のほうへ行く、間、川の流れてる護岸をやったときに橋も確か修理して、きれいになってた記憶があるんですけども、既に終わってるはずだけどあれからまた何かそういったトラブルがあったのかななんて、今、説明聞いてたら思っちゃったんですけども、ちょっと1回確認していただければと思います。

〇小野田直美委員長 建部総務部長。

○建部圭一総務部長 工事が入ってないのは なぜかということなんですが、現在の過疎対 策事業債、令和2年度までの期限があります ので工事は令和3年度になりますのでそれで 工事は入っていないということでございます。

- 〇小野田直美委員長 滝川委員。
- ○滝川健司委員 工事も、私は終わってたような記憶があって、渡ったときにそんなに古くないのに傷んでたし、危なくは感じなかったものですから工事は終わってたような気がしたものですからそうお聞きしたんですけど、工事が令和3年度なら載せないという理由もわかりましたけども、1回現場を確認して、実際終わっているか終わってなかったらということでいいと思います。
- ○小野田直美委員長 では、ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇小野田直美委員長 質疑なしと認めます。 質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇小野田直美委員長 討論なしと認めます。 討論を終了します。

これより、第48号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異 議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇小野田直美委員長 異議なしと認めます。 よって、本議案は原案のとおり可決すべき ものと決定しました。

では、請願審査のため暫時休憩といたします。

休 憩 午前10時36分 再 開 午前10時40分

〇小野田直美委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大変お待たせいたしました。

令和2年請願第1号を議題とします。

請願者 新城市政を考える会共同代表、加藤芳夫氏ほか3名から提出されました令和2年請願第1号 高速バス運行廃止の請願を議題とします。

本日は、参考人として加藤さんの出席を得ております。また、参考人の補助者として竹川誠さん、高柳喜美雄さんの出席も許可しております。

また、説明のため紹介議員として山田辰也 議員、澤田恵子議員、浅尾洋平議員の出席も 得ておりますのであわせて報告します。

早速ですが、議事の順序について申し上げ ます。

初めに、参考人から請願に関して御説明や 御意見を述べていただき、その後、委員から の質疑にお答えいただくようお願いいたしま す。

紹介議員にはその後、委員からの質問にお 答えいただくようお願いいたします。

それでは、加藤さん、よろしくお願いしま

〇加藤芳夫参考人 それでは、今回高速バス 運行廃止の請願書を審査していただきまして ありがとうございます。

きょう、10時の予定で、今、来たんですが、 大分ずれて私自身が11時半に予定が1個入っ ておりますので手際よく説明と質疑をさせて いただきたいと思います。

今回、高速バス運行廃止の請願書を私、共同代表、先ほど委員長がほか3名と言われたと思うんですけども実はほか4名で申請しておりますので、事務局長の太田さんを入れて4名になりますので4名でお願いいたします。 賛同議員は3名、これ間違いございません。

今回の高速バス運行廃止の請願書につきまして、まず趣旨でございますけども、見出しの高速バス運行について、私ども、私の議員の時代もそうでしたけども、目的は名古屋へ

の通勤・通学を基本的な目標として高速バス を運行するというお話でありました。時代と ともに変わってきつつ、通勤・通学も非常に 少ないということで、交流人口をふやす目的 というにも変わってきたかなと思います。

市は、目標を大型バス1台当たり乗車数が20人程度を設定してスタートしました。3年余に及ぶ実証実験がこの3月末をもって終了いたします。この間の運行状況を考察すると1台当たり乗車数は6、7名程度で、市も乗車数をこの3年半あらゆる努力をしていただいた。けれども、結果的にはあらわれてこなかった。惨めな数字となってまいりました。

この運行に伴う費用は、当初も国からの補助金で始まって国が100%出してくれるから市民の負担はありませんと、市長は申し上げたんですけども、翌年は推進交付金に変わって半額、それ以降はまちづくり基金等々市民の税金で賄われている状況であります。年度末になると採算ベースの乗車数不足ということで、請願にも書いてありますけども690万円か700万円をまた追加で市民の税金として投下しておる状況です。わかっているだけでも3年間の総事業費は1億32万円と、とてつもない市民の税金、国税、あるいは投資している状況であります。

議会報告会や市民の間では、「空気だけを 運んでいる赤字バス」だとか、「財政や市民 のことを考えていない赤字バス」「高速バス に使う税金があるなら小中のぼろぼろのトイ レを洋式化にしてほしい」「高速バスよりも 市民病院や子育て支援の充実に使ってほし い」などなど、本当に多くの市民から批判が 出ております。この赤字バスを走らす費用が 税金であるならば、財源の捻出に苦しむ教育、 医療、福祉、子育て支援の充実にこそ充てる べきということで今回請願書を出させていた だいております。

請願の目的は、もう高速バス運行事業廃止 を求めております。この請願につきまして、 2月中旬ぐらい、3年半の実証実験が終わるので結果を見ればおのずともう数字にも出ました。その結果、当然以前の部長たちも言ってたけども、「成果が上がらなければやめるよ」という状況もあった。そんな中で初めて市民の皆さんはもうこれで廃止になるなと思っていましたら、どうも新年度予算に予算が盛り込まれている。

ということで、2月の中旬ぐらいからは慌てて市民の会も市民がどう思っているだろう、本当に高速バスに期待しているのかどうかということが心配になりまして、約3週間ぐらいですけどもこの3月10日に、市長に運行廃止の要望書を出させていただきました。その状況をかいつまんでお話ししますと、もうほとんどどこへ行っても市民の皆さんは、家族単位で「まだ運行しているの」「いやいやもうやめていると思ったらまだ走ってるの」とか、いろいろな話が出てきました。

乗っている方にも、実は署名のお願いに行きました。そしたら「非常に便利だよ」という方もおりました。でも、その便利な方が、「いやこれには4千万円も年間費用がかかっているんです。皆さんの市民の税金で走っているんですよ」と言ったら、「それはいけない」、もう乗っている方自体も「ぜひ署名をさせてください」ということで、市長にもその署名、約3週間で1,697筆、約1,700人の署名があっという間に集まりました。どこへ行っても、本当に皆さんがこの高速バスの意義がない。

結果的に見ると、名古屋近郊の藤が丘というのが通勤・通学の当初の目的が、後ほど参考資料でお配りさせていただきますけども、いまや通勤・通学の公共性の高いバスではなくて、観光・飲食がずば抜けている。たまには、市の職員も乗車数アップのために使うかもしれませんけども、もう市の最初の目的が変わってきている。と同時に、これだけ多くの市民が、この新城市の本当に財政が厳しい

中で市民の税金を使って走らせていいのかということが、この3週間ではっきりわかりました。これは市長にも聞いてもらえれば、署名簿の署名見ていただければおわかりですけども、どこへ行っても「高速バスはいいよ」って言ってくれる人はおりません。中には、それは必至の方はおるかと思いますけども、皆さん、もうやめていただきたいという要望でございます。

ということで、話をすると長くなりますけ ども、委員長、追加で資料をお配りしたいと 思うんですがよろしいでしょうか。

○小野田直美委員長 どういった資料ですか。○加藤芳夫参考人 市のアンケートですね、高速バスに関するアンケートでございます。○小野田直美委員長 ちょっと見せてください。

これは出どこは、誰がどういうふうにつくられたものなんですか。

○加藤芳夫参考人 もちろん市ですよ。数字 的なものは市ですけども、グラフにあらわし たのは市民の会です。横におる竹川さんです。○小野田直美委員長 竹川さん。

○竹川 誠参考人補助者 これは、市民モニターアンケートというので市がやっているホームページにもダウンロードできるようになっている資料です。それの単年度、平成28年度、平成29年度、平成30年度とやってまして、それを、若者議会についてのアンケートだとかいろんなアンケートがあったんですけど、同じ項目の質問で3年間やっているんですよ。その3年間やってきたやつの経年変化を、そこに書いてあるだけだとわからないものですから、それをグラフ化したというものです。○小野田直美委員長 わかりました。では、

〔追加参考資料配付〕

許可します。

〇加藤芳夫参考人 それでは、今、参考資料 の追加として、今、竹川さんが言ったように 市民アンケートやバスへ乗った方のアンケー トの表とグラフですね。数パーセントの入ったグラフ、これを見ていただきたいと思います。

その前に一言、市長の令和2年度の予算編 成の基本方針というのを出していると思いま す。当然議員の皆さんも承知しておると思い ますけども、この下段のほうに「高速バス運 行事業では」ということで、「平成28年7月 から運行を開始した高速乗合バス「山の湊 号」が令和2年3月31日をもって実証実験の 終期を迎えることから、これまでの運行実績 をもとに本市にもたらした効果等の検証を行 い、公共交通としての意義があること」、1 つ目ね、「2つ目は需要がありながらもまだ 十分に掘り起こせていないこと、3つ目とし てはインフラとしてのポテンシャルが高く経 済効果等の面で開発の余地があることなどの 結論に至ったため、国県補助が受けられる地 域間幹線系統としての位置付けにも努めなが ら、引き続き3年間の事業継続をすること」 が基本方針に書かれておりましたけども、こ の3点、この3点もまた不可解なところとい うか疑問のところが、実はございました。

まず、1点目の、市はなぜ今後引き続きやるかという1つの理由としては、公共交通としての意義があることと言っておるんですけども、もちろん、今、グラフで後ほど説明しますけども、もう公共交通としての意義はないんですね。グラフの中見ていただくとおわかりと思いますけども。グラフの中はもう公共ではなくて飲食、観光がメーンになる。ただ、フリーのお客さんが名古屋に向かって、交流人口を名古屋のほうに求めていくというのか、こちらへ来るのではない。要するに、公共性としてはもう薄くなっているよということ。

それから、需要がありながらまだ十分掘り 起こしていないこと、これ2番目で市は言っ ておるんですけども、こんなことはもう3年 半の実証実験ではっきりさせないといけない んですよ。まだ、掘り起こせていないなんて これからやりますよなんていうことを、実証 実験というのは国や県で補助金くれてよくあ ります、地方の公共団体がやっている。これ は毎年実証実験の報告するんですね。だけど、 もうすぐ切られてしまったということは、国 も、今、市に対してこの乗り合い高速バスは だめだよということになって、国の補助制度 も変わったことも1つありますけども、結果 的には高速バスというのは遠くの距離を走る のは効果が出るんですけども、近いところは 高速の効果は出てこない。ということの結論 が出て、どこにまだ十分掘り起こせないこと があるのか、今どき実証実験の結果でも出す ことをこれからありますよっていう市の方針 すらおかしなことを言ってるんですね。

それから、最後に3つ目の条件としてイン フラとしてのポテンシャルが高く、議員の皆 さん、3年半この乗り合いバス見ておってイ ンフラとしてのポテンシャルもやっているん です。可能性も追及して市はやってきたこと なんです。けども、結果的にだめになっちゃ った。乗り合う数がふえてない。一時、鳳来 山のもみじまつりがふえたかと、部長も言っ ておりましたけども、それは一時的な話であ って、定期運行というのは常時、1日6便、 365日平均して20数名乗らなければ何の意味 もないんです。このポテンシャルが高く、と っくにそのポテンシャルの結果、可能性が出 てなければいけないのに、まだこれから掘り 起こしたり、やっていこう、開発の余地があ る。それは名目だけであって、中身のない話 なんです。

そういうことを考えると、もう市民の皆さんはこれを見て、「えっ」と言って、もう皆さん、「こんな状況で走っておってはもう税金の無駄遣いに限る」。

ということで、グラフのほうへ入りますと、 4点ほどのアンケートになりますけど、「山 の湊号を知っているか」「山の湊号を利用し たことがあるか」「今後利用したいか」「ど うすれば利用するか」、これ平成27年、平成 28年、平成29年、これ竹川さんが非常に詳し いので後ほど説明しますけど、簡単に言うと、 グラフも見ていただけるとわかりますけども、 利用したことがないが、今、2019年、2018年 からまたのぼって89.4%も、要するに利用し たことがないと言っているんです。3番目の 今後利用したいかというところを見てくださ い。利用したくないというのが、昨年14.6% でしたけどもこれは年々増えて3年目はとう とう20%を超して21%近くまで上がってきて しまっているんです。このいろんなアンケー トを100人抽出とか、千人を抽出するアンケ ートのうちの2割が利用したくないというこ とは、もう市民の半数が利用したくないとい うことに匹敵するんです。100人のうち20人 が、4万6千人の2割じゃないんですよね。 実際、もっと大きくなる。それほどもう山の 湊号には乗らないよ。

それで、4つ目のどうすれば利用するかという質問です。この最後の2つ目見てください。どんなに便利になっても利用することはないというのが約19.1%、2割はもう上がってしまっているんですよ。ここまでもう認知がされてない。

そして、一番最後に、この市民アンケートにもう1つ最後についているのが、どのような利用目的かというアンケートでございますけども、これ通勤・通学は2019年度ゼロ、部長はばかな答弁しました。「100人の中ではゼロだけどほかにはあるよ」とか言ってたけど、そういう問題じゃないんです。本会議で変な答弁しておりましたけども。今回の抽出したアンケートからもう当初の目的の通勤・通学がゼロ。何がふえているかというと、真ん中のところ見てください。飲食・観光・買い物、もうほぼこれに占められている。業務の出張は多少これ18.2%と伸びておりますけれども、もう市が国から交付金をもらって行

おうという申請したときの内容と、今の利用 者の状況はもう雲泥の差になっている、違っ ているんですよ。

これに税金をまた投下して、この3年間続けていこうということを先日の本会議とか、一般質問とか、市長にも聞きましたけども、いやもっと議会の皆さんにはきょう申し上げたいのは、議員の皆さんは当然市民の1人でもあるし、市民から付託された議員でもあります。やっぱり、市民の福祉向上になることは大いに賛成していただけるんですけど、今回のこの高速バスについて本当にこのような形でいいのかどうか。これが今回市民が3週間で集まった1,700余筆、とてつもない運行をとめていただきたいという要望でございます。

最後になりますけど、議員の皆さんが私も 傍聴していたときに、各委員から高速バスの、 全協も行われておると思いますけど、意見、 質問の中にも、ここで今、副委員長の佐宗さ ん、そこにおりますけれども、すばらしいこ の高速バスに対する意見が書かれております。 私も納得できるところでありますけども、や っぱり実数が、一番物を申すんですよ。口は 何とでも言えます。市の職員の方々は、市長 もそうですけども、私から言わせれば何とで もきれいごとは言えます。だけど、やっぱり 市民の皆さんは本当に心配しているのは、と うとい年間の税金が4千万円、3年間で1億 数千万円出ていってしまう。それをまた今後 3年間続けようと。これ、市民の期待に沿っ た事業なら市民の会も申し上げませんけども、 今回のこの請願については、特に議員の皆さ んに、グラフに関すること、竹川さんから御 意見をさせていただきますけどよろしいでし ようか。

〇小野田直美委員長 竹川さん。

〇竹川 誠参考人補助者 まず、今回の請願 ですけども、これは突然出てきたと思われる といけないと思うので、時系列でその前にや ったことを説明したいと思います。

11月12日の日に、我々市政を考える会は、 行政に対してヒアリングを行いました、この バスについて。で、ヒアリングをするときに、 紙をメールで送っています。送ってまして、 それできょう聞いて、通告のように1週間ぐ らい前に「こういうふうに聞きますから、答 えてください」ということで、時間をとって 答えを準備しました。その答えてくれたのが、 後ろにいる人ですけども、川窪さんですけど、 そういった質問ありました。まず、その事実 があります。

そのタイミングはいつのタイミングかというと、我々はもしかしたら出るんじゃないかと、予算が出るんじゃないかということがありましたので、予算が組まれる前に暗にやめてくださいというニュアンスを向こうに伝えているんですよ。そういうことです。だから、急に今からやっても間に合わないだろうということを思っていましたから、そういう作業をまずしました。まず、その事実だけは御了承ください。

なおかつ、我々は議員さんと違って、持っ ているデータというのはないです。ないから、 どういうことをするかというと、自分から探 すんですよ。そのときに出てきたのが市民モ ニターアンケート。で、3年にわたって同じ 質問しましたから、これ見るとわからないで すけど、系列化すると変化がわかりますよね。 詳しいこと聞くと、1年目と2年目は母集団 は一緒です。3年目になって変わっています。 だから、1年目、2年目一緒ですから、知っ ている人というのはふえるのは当たり前です。 ただ、3年目になると落ちます。これは、勤 労統計、国でありましたけど、入れかえちゃ うのね、それと同じようなことで、そういう 傾向が出ますので、新規のデータというのは 3年目のほうがやっぱり実態を反映している のかなと思います。

そのときの質問で、先ほど言いましたよう

に、我々はわかってないからどういうことを聞いたかというと、いろんな記事調べますよ。それで、現実に一番最初にこの提案がされたときに不安だったのが、これ競争力あるかなということですよ、バスが。現実にJRが通っていますよね。

まず、その前に、皆さん議員の方は新城から名古屋に通っている人のニーズって知ってます、通勤・通学。

〇小野田直美委員長 竹川さん、委員への質問は御遠慮願いたいと思います。

〇竹川 誠参考人補助者 わかりました。

それを聞いてみたんですよ。そうすると、約300人です。それで、300人の中通勤帯で、新城地区、旧作手、旧鳳来地区、どの分野が多いですかっていったら「これ、わかりません」と言いました。もう1つ聞いたのが、バスが通ってから、いいですか、転出が減ったか、転入がふえたかという数字を教えてくださいと聞いたんです。

これはそういうデータがあるなと思ったのは、市長選のときに市長が、「新城から転出するのは、豊川市、その次が豊橋市、3番目が名古屋市だと。転入もその同じ順番だ」と言ったんですよ。

そういうこと、データがあるんなら、今も バスが走り出してから同じデータがあるんじ ゃないかということで「出してください」と 言ったんですよ。そしたら、「そういう統計 はとっていないからわかりません」と。これ は、国勢調査から引っ張り出して、まだ今度 5年後になっていないからわからないと言わ れましたけど、ただ単独に市のほうは、転入 転出は多分あると思いますのでその気になれ ばそういうデータはできたと思うんですね。 まず、そこのところで疑問があると。

そして、あと1つ、さっき言いかけましたけど、一番最初から不安だったのは、御存じだと思いますけど、本長篠から東上ぐらいかな、JRは料金日帰りだとウィークデーが2

千円、土日だと1,680円の日帰りのやつがあ ります。それで、私はそれの競合の状況を調 べようと思いまして、あるウィークデーの日 に、私、東新町近くなものですから、東新町 の人に聞きました。 2時の時点で「何人日帰 り切符買いましたか」って言ったら、「7人 買いました」と。2時の時点で7人です。こ れ、「申しわけないけど新城どのぐらいです かわかるかね」って言ったら、「多分新城は 倍でしょう」と言いました。それはウィーク デーでしたから、「土日はどう」って聞いた ら「それは、いつもの倍でしょう」と。今、 少なく見積もっても東新町7件、新城が14件 で計算して、あといろんなもろもろのとこあ りますと、一番少なくたって21枚買ってるか ら42名乗るわけですよ。42人ということは、 バスの6便で割りますから、6掛ける4は24、 そのぐらいの数字になってしまうんですよ。

競合しているというのは、これ見ると完全にまずいんじゃないかと。もとへ戻りますけど、通っている人がどれだけいて、どの地域から通っているかって、今度これが想像の世界ですけど、新城と作手と旧鳳来、多分このデータ、皆さんに渡っているデータもあると思いますけど、作手はもうほとんど可能性がない、可能性というかそんなにいないと思います。現実には、新城の方なんですよ、いわゆる旧新城。その人たちの利便性というのは、何をしたらいいかと、どう考えてもやっぱりJRとの競争なんですよ。

あと、ごめんなさい、もう1つ、今度我々には出ません、見えませんでしたけど、議員さんには手渡された資料がありますよね。それは、どういうアンケートかといいますと使った人のアンケートなんですね、使った人。で、使ってない人のアンケート、意見はどうなんだというのが、含めて行政の方も「市民モニターアンケートを見てください」という答えがありますよね。見たらそういう答えだったということですよね、まずは。

それで、あともう1つ疑問なのは、我々も、 さっき言いましたように、自分で調べるのは そういうこと、モニターアンケート調べた、 飯田線のところ行った。あと、個々に聞いて みるんですよ。先ほど作業したときに聞いて みました。別に誘導はしません。だから、カ メラ持っていってしゃべってるかもしれませ んので、必ずしも正確だとは思いませんけど、 やっぱりうんもすんもなく反対する人もいま す。使ってない人はそういう傾向が多いです。 使ってない人でも、ああ仕方ないねって聞き ました。御存じかわかりませんけど、ブログ 書いてますので、そこにも紹介しましたけど、 「やっぱり必要だな」と言う人もおるし、 「便利だな」と。「便利だけど少ないから申 しわけないね」というふうに気持ちを持って いる人もいらっしゃる。これが現実です。

そのときに、行政の出された答えについて、 続けてほしいと言ったんですけど、これ前提 条件がないんですよ。前提条件というのは、 「年間3,800万円を使ってもいいと思います か」と、その質問がない限りは、それは聞か れたら、好きなことを言いますよ。だから、 それはそのまま信じていいのかなという問題 を考えてほしいということを思います。

あと、もう1つは、このヒアリングの最後に、行政のほうにどういうことをお願いしたかというと、やっぱり市民に対しての説明会を何らかの形でやってくれないかということですよ。議決権がある議員さんたちに渡すだけで、それでいいのかと。申しわけない、我々議決権ないですから。議決権、与えたというか、選んでやったんですけど、じゃあ議員さんという機能はいわゆる市民の代理人としてのあれなのか、それとも議員さんが選ぶことは自分が判断したことはみんなの声だと言い切ってしまうのかと、そこまでの問題になると思うんですよね。我々としては、やっぱり議員さんは我々の声を聞いてほしいと思いますよ。

そういった意味で、だからちょっと最近信 用できないところがあるもんですから、行政 も市民に対しておでかけ講座でもいいですか ら、何とか説明する機会を持ってくれと。そ れで、いろんな意見があるのはいいと思いま すよ。やっぱり、使った人は便利だっていう、 それを手放したくないという気持ちはわかる。 それは当たり前だと思いますよ。それは自然 だから、それはそんなことがあっても仕方な いと思います。だけど、じゃあそれまで使っ て、みんながやっていいのかということを議 員さんは自分の判断として、なおかつ言えば、 これ言っていいか、言わないほうがいいかわ からんけど、行政の方も生活者としての立場、 職員としての立場、ありますよ。そこで、で きないこともありますので、これ言うといか んからやめます。これはやめます。

そういうことで、疑問を持っている人というのは非常に多いと思いますので、そこのところを議決権のある議員さんは市民の代表という言葉の上だけではなくて、やっぱり本当に自分が税金を払っているという身として、真剣に考えてほしいなと思います。

〇小野田直美委員長 高柳さん。

〇高柳喜美雄参考人補助者 私のほうから 2 点です。

まず、先ほどのアンケートの中身を見ていただきたいんですが、その中身の中で新城市としてこのバスに無料で乗ってくださいねという無料券が配られたと思うんですよね。その分の人数が何件あったのかというところ、そこら辺も加味してほしいと思いますね。「無料だったら、おれ長久手のイオンか何かに行ってくるわ」ということなのか、いうところも考慮しないと公共性って何だということにつながる、そこがまず1点あるということです。

2点目、これ重要なことなんですが、先ほど加藤さんからもお話がありましたように、

目的が名古屋への通学・通勤の利便性を高めるという目的でということがあるんですよね。こういうことで皆さん方が議会で議論をされたと思うんですよ。ところが、通勤・通学アンケートを見ればわかりますよね、そのグラフ見れば。通勤・通学何もないんですよ、ですよ、ということは、年間3千万円、4千万円の金を使っている、1億円幾らかの3年間で使ったということは、目的外に市民税を、市の税金を使っているということですよ、いいんですか、これで。目的外で、市の行政が全部ほかのところで金を使っているということを許していいんですか。

まず、それを前提に御意見をどんどん聞かせていただきたい。それから、意見をどんどん発していただきたい。そう思うんですよ。目的が違うんだったら違った格好で、通勤・通学なんていう言葉削って、遊びのために新城市民税使うぞという言葉に変えて議論してくださいよ。これが2点目です。

以上です。

〇小野田直美委員長 竹川さん。

○竹川 誠参考人補助者 あと1つですけど、 鳳来寺山の中日新聞の広告を出したら、鳳来 寺山を目的とした乗客がふえたという連絡が ありますよね。中日新聞使ったのはもっと前 にもやっているんですよね。中日新聞を使っ て湯谷の三河東郷まで迎えに来て、日帰りか 何かで食事して、お風呂入って、そういうコースがあったんですよ。新聞広告を出した日 と、その日をまず確かめて、その2、3日、 1週間ぐらいかな、1回調べたんですよ、乗 客数ふえているかと。これはふえていません。 ふえていませんでした。

行政に言わせると、まだそのころは知名度がなかったんだと言いましたけど、まず現実、それが。それと、それはもしよかったんならば、湯谷温泉も継続しているはずなんですよね。継続してないですよ。この現実を、まず私がどういうふうに思うかということではな

くて、これを事実として認識してほしいなと 思います。

〇小野田直美委員長 よろしいですか。

○加藤芳夫参考人 以上で説明を終わります。○小野田直美委員長 ありがとうございました

以上で、参考人からの説明・意見が終わりました。

では最初に、参考人に対する質疑に入ります。

なお、念のため申し上げますが、参考人は 委員長の許可を得てから御発言ください。ま た、委員に対しては質疑をすることができま せんので御了承願います。

では、質疑はありませんか。御願いします。 長田委員。

〇長田共永委員 まずもって、こうした請願 をいただきましてありがとうございます。感 謝を申し上げたいと思います。

1点だけ確認させてください。高速バスの件で、観光・通勤、要はどんな利用にしても20名もし乗客がおれば何ら問題ないと、その点だけ、運行に、数だけ20名そろえば、全くこの事業は問題ないかなと。そこら辺の御意見だけ、そこだけまず確認させていただければと思います。

〇小野田直美委員長 加藤さん。

○加藤芳夫参考人 今、長田委員から質疑があった20名があれば運行するのに問題があるかないかということですけども、それは問題ありますね。目的が違ってきておれば、市民へ、先ほど竹川さんが言うように、やっぱり高速バスの目的が違えば、市は市民への説明責任を果たすべきということと、私どもは今回の請願は採算、要するに費用対効果だけのことではないんです、言っていることは。

確かに20名乗っていただければ、費用対効 果としては採算ベースに乗るから問題ないと いう形になるかもしれませんけども、高速バ スというのは、本質と今、言う人数と違って、 私どもは市民のいろんな思い、高速バスに関する思いを今回の請願で訴えておるわけです、 実情はね。

ですから、費用対効果だけのことではありません。全て、社会含めて新城市民の福祉向上に役立つ予算として使っていただきたいということがメーンでありますので、現状はこれは無駄な使い方をしているのではないかということがよくわかっていただけるかと思います。

- 〇小野田直美委員長 長田委員。
- **〇長田共永委員** ありがとうございます。要は、通勤・通学・観光客等の交流人口で20人なら何ら問題ないという形で理解させていただいて、今の答弁だとそういうことですね。
- 〇小野田直美委員長 加藤さん。
- ○加藤芳夫参考人 費用対効果ということを 考えれば、確かに長田委員の言うとおりでご ざいます。それはそれで問題はないかと思い ますけども、それ以外のいろんな要素が入っ た高速バス、当初スタートしたことがそこな んですね。それに市民の皆さんが納得してい ただけないところが非常に多いということで、 今回の多くの署名が市長のところに届いたと いうことでございます。
- **〇長田共永委員** ありがとうございます。
- **〇小野田直美委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

〇小野田直美委員長 よろしいですか。

以上で、参考人に対する質疑は終了しました

引き続き、紹介議員に対する質疑に入ります。

では、紹介議員に対する質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小野田直美委員長 よろしいですか。 以上で、質疑は終了いたしました。 本日は、ありがとうございました。 この際しばらく休憩いたします。

休 憩 午前11時21分 再 開 午前11時22分

〇小野田直美委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

必要でしたらここで自由討議に入りますけ どどうしましょう。

[不規則発言あり]

- 〇小野田直美委員長 滝川委員。
- 〇滝川健司委員 意見交換。
- **〇小野田直美委員長** 意見交換の時間が必要 だという意見がありましたので、皆さん、意 見交換の時間としたいと思います。

この際しばらく休憩いたします。

休 憩 午前11時23分 再 開 午前11時43分

〇小野田直美委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

[不規則発言あり]

 〇小野田直美委員長
 では、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小野田直美委員長 では、意見がないということで、これより討論を行います。

討論はありませんか。

佐宗副委員長。

〇佐宗龍俊副委員長 ただいま議題となって おります高速バス運行廃止の請願書について、 趣旨採択の立場で討論させていただきます。

この請願は、令和2年度以降の高速バス運行事業の廃止を要望するものであり、その趣旨は理解をいたしました。しかしながら、現時点では令和2年度の高速バス運行事業の実

施は決定しておらず、この後の予算・決算委員会、本会議を経て事業実施の可否が決定するものであるので、本委員会において本請願は趣旨採択が適当ではないかと考え、趣旨採択とさせていただきます。

以上です。

〇小野田直美委員長 ほかに討論はありませんか。

山田委員。

〇山田辰也委員 令和2年請願第1号 高速 バス運行廃止の請願書について、私は採択の 立場で討論いたします。

私は、市民の声、例え少数であっても今回 1,700筆に及ぶ署名が短期間で集まりました。 今現在、追加で署名活動もされていると聞い ております。また、このような市民活動は市 政に反映されるべきと、私は考えており、大 切なことだと思います。

税金の使い方は市民福祉に合理的に判断すべきことでありますし、今回はこの請願を趣旨として、高速バスにかけた1億円以上の税金が正しく使われたとは市民に理解されなかった結果だと考えられます。市長は、「国からの補助金がなくても事業をまた3年継続したい」と述べました。請願者は、毎回市民の税金が正しく使われるべきと訴えております。

市がいう公共交通としての高速バスは体を なしておりません。当初の計画の検証もされ ていません。

よって、市民の声を取り上げ、この事業は 即刻中止し、大切な代替案である学校給食設 備の修繕、小中学校のトイレの洋式化、また 子どもたちの支援など必要な予算を回すべき ことはたくさんあります。

この高速バス運行事業の廃止を市民の代表 として採択すべきとします。

以上です。

〇小野田直美委員長 ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小野田直美委員長 討論なしと認めます。 討論を終了します。

これより採決します。

趣旨採択と採択の討論がありますので、起立により採決します。

初めに、本請願を趣旨採択することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇小野田直美委員長 起立多数と認めます。

よって、本請願は趣旨採択すべきものと決 定いたしました

以上で、本委員会に付託されました案件の 審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告 の作成については、委員長に一任願いたいと 思います。

これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇小野田直美委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、総務消防委員会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午前11時48分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを 証するために署名する。

総務消防委員会委員長

小野田 直 美